
「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定」の制定について

日証協・平20.2.19

本協会では、平成20年2月19日開催の証券戦略会議において、「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定」を制定した。

この行動計画等は、証券戦略会議の下に「社会貢献ワーキング・グループ」を設置し、証券業界として積極的に環境問題へ取り組んでいくための自主行動計画として取り纏めたものであり、具体的な環境問題への取り組み方針及びCO₂排出量削減のための具体的な措置等を盛り込んでいる。

本件については、平成19年12月20日から平成20年1月15日までメンバーズ・コメントを募集し、寄せられた意見を踏まえて決定したものである。

「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定」並びにメンバーズ・コメントに対する本協会の考え方については、以下のとおりである。

証券業界の環境問題に関する行動計画

平成 20 年 2 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1．環境問題に対する認識

本協会及び会員証券会社（以下、「証券業界」という。）は、金融資本市場の担い手として、環境問題の経済社会に及ぼす影響を認識するとともに、より良い社会環境の実現を目指し、次世代に安心できる持続可能な社会を実現することが社会的責任であるとの認識のもとに、企業活動のあらゆる面で地球環境の保護に努める。

2．具体的な行動計画

（１）証券業を通じた取り組みについて

証券業の特性を生かし、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、投資家及び社会全体の環境問題に対する取り組みのすそ野拡大及び意識の高揚に寄与する。

（２）地球温暖化対策について

業務上、紙や電力を中心に資源を消費する業界であることから、ＣＯ２の排出削減に寄与するため、書類の電子化を図るなどペーパーレス化の促進、節電や省電力機器の導入などを行い、その使用量を削減し、省資源・省エネルギー対策の推進に努める。

（３）循環型経済社会の構築について

循環型経済社会の構築のため、紙資源については、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用を促進するとともに、廃棄物についても、分別回収の徹底を図るなど環境負荷の軽減、資源の再利用に努める。

（４）社内教育及び啓発活動について

環境問題に対する役職員の認識の向上を図るため、社内教育に取り組む。また、環境問題に関する講演会等を開催するなど、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境への取り組みに関する情報を発信する。

（５）環境保護活動について

地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加に努めるとともに、組織的な支援に努める。

（６）環境関連法規等の遵守について

環境問題に関して、国及び地方自治体の定める関連法規・ルール及びその他の事項を遵守する。

（７）数値目標について

数値目標を設定し、ＣＯ２排出量の削減に寄与するよう積極的な推進を図る。

（８）行動計画の検証について

証券業界は上記行動計画の取り組みの実情を検証するため、定期調査及び適宜必要な調査を行いその推進に努める。

以 上

証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定

平成 20 年 2 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、証券業界としての環境問題への取り組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたＣＯ２排出量削減のために、電力使用量について、以下のとおり数値目標を設定する。

【数値目標】

新たに取り組む会員証券会社については、2006 年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む「以下同じ」）における使用量を基準に 2008 年度から 2012 年度までに 6 %の削減を目指す。

これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002 年度の本社・本店における使用量を基準に 2003 年度から 2012 年度までに 12%の削減を目指す。

（注） 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があった場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記及び に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

以 上

「証券業界の環境問題に関する行動計画（案）」等に対するメンバーズ・コメントと本協会の考え方について

平成 20 年 2 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「証券業界の環境問題に関する行動計画（案）」等について、平成 19 年 12 月 19 日（水）から平成 20 年 1 月 15 日（火）までの間、メンバーズ・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（４社５件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

１．証券業界の環境問題に関する行動計画（案）

○ 具 体 的 な 行 動 計 画			
項番	該当箇所	意 見	考 え 方
1	(１)	「環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、」とあるが、環境への対応に優れたとの基準が不明確ではないか。また、環境への対応に優れていない企業に対する投資を促進する金融商品は開発しないことになるのか。そうであれば、投資勧誘する対象が極めて限定されることとなり、証券界の対応として不公平、不適切との批判がでないか。 発行会社への積極的な啓蒙等を行う等に変更しては如何か。	今回の行動計画は、環境保全の観点から捉えたものであり、他の観点からの商品開発等を否定するものではありません。 「環境への対応に優れた企業」とは、日常の業務において環境保全（省エネ、省資源）に取組み、積極的に開示している企業、あるいは環境技術（商品）を開発・提供している企業（以下、「環境配慮型企业」という。）のことを想定しています。 証券業界は、資本市場の仲介者として、環境配慮型企业を投資対象とする商品（いわゆるエコファンド等）を開発・提供することにより、環境配慮型企业を支援するとともに、広く投資家に環境配慮型企业への投資機会を提供することが出来るのではないかと考えます。延いては、企業の環境問題への取組みが一層拡がることを期待するものであります。

項番	該当箇所	意 見	考 え 方
2	(2)	省電力機器を使うといっても漠然とするので、具体的に「会社の照明器具を全て LED 照明に換える」という具合に、明確に目標を掲げたほうがよいのではないか。	この行動計画は証券業界の環境問題への取組みの基本方針を示すものであり、具体的な取組みについては、個々の会員の実情に合わせて方針を決定していただきたいと考えています。御指摘の「LED 照明」を含め、具体的な事例につきましては、今後、協会からお示ししたいと考えています。
3	全般	業容、業態によって対策の効果、実現可能性が異なると思われることから、協会員一律の計画とはせず、個社別に重点計画を策定することが妥当ではないか。	ご承知のように、京都議定書の発効を控え、国を挙げてCO2削減に積極的に取り組む必要がございます。こうした観点から、証券業界においても、環境保全の重要性に対する認識を共有するとともに、会員証券会社の環境問題に対する責任分担の明確化を図るため、最低限努力していただくべき事項を行動計画として策定いたしました。なお、個社において、この行動計画より高い目標を設定していただくことを否定するものではありません。

2．証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定（案）

○ 数 値 目 標			
項番	該当箇所	意 見	考 え 方
1	全般	行動計画（案）2.（2）では「書類の電子化を図るなどペーパーレス化の促進、節電や省電力機器の導入などを行い、」とあるが、数値目標は電力のみとするのではペーパーレス化を謳う意味が減殺される。省電力と紙使用量のいずれか一方の選択とすべきではないか。	社会貢献ワーキングにおいて検討した際、「紙の使用量を CO2 排出量に換算することは、実務上困難である」との意見が多かったため、数値目標は設けないこととし、比較的使用量が把握しやすい電力使用量のみ、今回数値目標として設定いたしました。 紙は製紙会社で膨大な電力を使用し製造しており、証券業界が紙を使用することは間接的に電力を消費していることに繋がるとともに、原材料である木材の伐採は環境破壊にも繋がることから、電子化を図ることにより紙の使用量を削減することは、地球環境保全に寄与するものと考えます。 なお、今後、京都議定書の CO2 削減目標を達成するため、政府より更なる削減策の深堀要請がある可能性がありますので、本数値目標及び削減対象を必要に応じて見直すことも考えられます。
2		IT 部門における著しい効率の改善がもたらされる公算がありますが、2012 年までの 12%削減の達成には苦戦を強いられるかと考えています。	既に削減に取り組んでいる会員にあっては、厳しいと感じられる面もあると思いますが、業界挙げての取り組みですので、目標達成に向けて、共に努力してまいりたいと思います。

以 上